

グリーン水素率先利用事業者認証制度運用方針

本方針は、グリーン水素率先利用事業者認証制度実施要綱（令和6年3月19日付5産労産新第413号。以下「実施要綱」という。）第3条に規定する運用方針を定めるものである。

1 グリーン水素の要件

実施要綱第2条に基づくグリーン水素は東京都内で利用される、以下に規定する再生可能エネルギー電力による水の電気分解から生じた水素とする。

- (1) 再生可能エネルギー電力 再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電力をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備をいう。
- (3) グリーン水素利用設備 グリーン水素により電気や熱を製造する設備及び水素供給ディスペンサーをいう。

2 認証の要件

実施要綱第5条第1項に基づくグリーン水素率先利用事業者の認証申請は、次の全ての要件を満たすものを認証と対象とする。

(1) グリーン水素の利用に関する要件

ア 認証を受けようとする者の東京都内の事業所等の敷地内に設置されたグリーン水素利用設備であり、製造した電気や熱などのエネルギーを当該事業所等内で利用、または水素供給ディスペンサーで充填すること。

イ グリーン水素利用設備において、グリーン水素の利用を次のとおり行っていることを示すことができること。

(ア) 前年度1年間のグリーン水素の利用月数が、認証区分が3(1)オンサイト型（地産地消）、3(2)オンサイト型、3(3)オフサイト型は2月以上、認証区分が3(4)少量利用型は1月以上となること。

(イ) 前年度1年間のグリーン水素利用量が、認証区分が3(1)オンサイト型（地産地消）及び3(2)オンサイト型は $100\text{N m}^3\text{-H}_2$ 以上、認証区分が3(3)オフサイト型は $500\text{N m}^3\text{-H}_2$ 以上、認証区分が3(4)少量利用型は $0\text{N m}^3\text{-H}_2$ よりも大きい値であること。

(ウ) 3に規定する認証区分「オンサイト型」「オフサイト型」「少量利用型」のうち、事業者等で複数の区分の利用を行っている場合は、当該区分別に合計したグリーン水素利用量がそれぞれ（イ）の要件を満たすこと。

(2) 利用するグリーン水素に関する要件

ア 利用するグリーン水素の製造に関する要件

- (ア) 日本国内において再生可能エネルギー電力を活用して製造したものであること。若しくは、水素製造に伴い消費する電力に相当する環境価値を調達し、当該電力に割り当て製造したものであること。
- (イ) 再生可能エネルギー電力を活用してグリーン水素を製造する場合にあっては、当該再生可能エネルギー発電設備が再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく設備認定を受けていること、又は電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 27 条の 27 第 1 項に基づく発電事業届出がされていること、若しくは、当該発電設備の構造、エネルギー源の種類等を勘案して再生可能エネルギー電力を発電する設備であると認められること。
- (ウ) グリーン水素製造設備を設置している事業所等に供給されている再生可能エネルギー電力の供給量が把握可能であること。なお、水素製造に充てる系統電力を環境価値で割り当てている場合は、その換算量が把握可能であること。
- (エ) 前年度 1 年間に累計したグリーン水素の製造に係る電力使用量が、グリーン水素製造設備の所在する事業所等に供給されている同期間に累計した再生可能エネルギー電力量や調達した環境価値換算量と同等、又はそれを下回ること。

イ 利用するグリーン水素の輸送に関する要件

- (ア) 国内にある前項に規定するグリーン水素製造設備からグリーン水素の供給を受けること。

3 認証区分

実施要綱第 5 条第 1 項に基づくグリーン水素の利用実績の認証申請は、2 の認証の要件を満たし、かつ、以下の区分ごとに規定する要件を満たすものを、区分ごとに認証する。

(1) オンサイト型（地産地消）

同一の敷地内にある再生可能エネルギー設備から直接エネルギーの供給を受けた都内に所在し 2 に規定の要件を満たすグリーン水素製造設備からグリーン水素の供給を受け、グリーン水素製造設備と同一敷地内若しくは同一街区の都内の事業所等で利用していること。

(2) オンサイト型

都内に所在し 2 に規定の要件を満たすグリーン水素製造設備からグリーン水素の供給を受け、グリーン水素製造設備と同一敷地内若しくは同一街区の都内の事業所等で利用していること。

(3) オフサイト型

ア グリーン水素の利用を行う都内の事業所等から離れた拠点（国内）にある 2 に規定の要件を満たすグリーン水素製造設備において製造され、車両運搬により供給されたグリーン水素を都内の事業所等で利用し、かつ、利用したグリーン水素の製造拠点から利用拠点までの間の輸送に伴い排出される二酸化炭素排出量を削減する取組を行っていること。

イ 前項の二酸化炭素排出量を削減する取組は次のいずれかとする。

（ア） グリーン水素の輸送により排出される二酸化炭素排出量を、カーボン・オフセットの仕組みを利用し、国内で創出された環境価値により相殺すること。

（イ） 電気自動車若しくは燃料電池車両を使用して、グリーン水素の輸送を行うこと。

(4) 少量利用型

上記 3（1）、（2）、（3）の各区分の利用方法のいずれかに該当し、2（1）において少量利用型として定める利用月数及び利用量に相当するグリーン水素を都内の事業所等で利用していること。

ただし、3（3）イに定める二酸化炭素排出量を削減する取組に係る要件については、本区分では適用を除外する。

4 複数の認証区分に該当する場合の取扱い

グリーン水素率先利用事業者として認証する際、当該事業者等において、「オンサイト型」「オフサイト型」「少量利用型」の複数の認証区分に該当する場合、各認証区分のグリーン水素利用量に応じてそれぞれ認証可能とし、グリーン水素利用量の認証については、要件を満たすグリーン水素利用量の全てを対象とする。

5 申請書類

実施要綱第 5 条第 1 項に規定するグリーン水素率先利用事業者として認証を受けようとする者は、様式第 1 号から様式第 3 号別添 7 まで及び必要な書類を添付し申請する。

6 認証期間

(1) グリーン水素率先利用事業者として認証するためのグリーン水素の利用期間は、認証する年度の前年度（前年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の利用実績とする。

(2) 年度の途中からの認証対象のグリーン水素利用についても申請は可能とする。

7 事業者等における認証ロゴマークの使用

- (1) グリーン水素率先利用事業者は、認証ロゴマークを使用することができる。
- (2) 認証ロゴマークの取扱いに関する規程は別に定める。

8 その他

本方針は、グリーン水素に係る状況や技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うものとする。

附 則

この方針は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 4 月 28 日付 7 産労産新第 136 号）

この方針は、令和 7 年 4 月 30 日から適用する。